■　第10回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会【確定】

〇日時：平成26年4月17日（木）　午後７時から

〇場所：新潟市役所本館３階　対策室

〇出席者

・委　員：石川委員、伊東委員、片桐委員、金子委員、川崎委員、熊倉副座長、角家委員、佐藤(佐)委員、佐藤(洋)委員、正道委員、白柏委員、竹田委員、田中委員、遁所委員、長澤座長、長谷川(イ)委員、和田委員、桝屋委員、松永委員　計19名

・関係課：保育課長補佐、こども未来課育成支援係長、広聴相談課長、こころの健康センター精神保健福祉室長、保健所保健管理課長、産業企画課長補佐、住環境政策課長補佐、都市計画課長補佐、土木総務課長、中央区健康福祉課長、教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事　計12名

・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員５名

〇傍聴者：６名

１．開会

（司　会）

ただいまから、第 10 回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を開会いたします。

本日はお忙しい中、検討会にご出席いただき、ありがとうございます。

私、本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の大倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お願いがございます。本日の会議ですが、議事録を作成するためテープ録音をご了承いただきたいと思います。

また、委員の皆様の発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、挙手をして、マイクを受け取ってからご発言をお願いしたいと思います。

会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。最初に、本日、机の上に配付したものといたしまして、本日の次第、検討会の出席者名簿、座席表、資料２の差し替え、それ

から参考資料１、さらに前回第９回の会議録が机の上に上がっているかと思います。

なお、事務局は人事異動によりまして、職員が若干変わっておりますが、時間の都合がありますので、お配りした名簿であいさつに代えさせていただきたいと思います。

また、事前にお送りしました資料として、検討会で議論いただきたいポイント、資料１「第９回条例検討会のまとめについて」、それから前回の配付資料の資料２の６ページから16 ページの差し替え、さらに資料２として「市民及び関係団体との意見交換会について」、こちらを本日使うことになります。お手元にございますでしょうか。

次に、当検討会では、傍聴される方に対して、傍聴した感想や意見を検討会に伝える仕組みを設けています。傍聴された方からいただいた感想や意見については、委員の皆様への参考資料として、検討会当日に配付させていただきます。様式は問いませんので、もし何かございましたら、事務局のほうにお出しくださるようお願いいたします。

２．部長あいさつ

（司　会）

それでは、はじめに佐藤部長よりごあいさつを申し上げます。

（佐藤福祉部長）

皆さんこんばんは。この４月から福祉部長に就任いたしました、佐藤でございます。よろしくお願いしたいと思います。

日ごろより、皆様には障がい福祉行政にさまざまな機会の中でご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、本日、年度当初のお忙しい中、会議に出席していただき、本当にありがとうございます。

この（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例の検討会は、昨年の６月から今日で 10 回目ということになったと聞いております。今回、10 回目で、「中間とりまとめ」をしていただけるということで、感謝申し上げる次第でございます。この中間とりまとめが行われた後、市民の皆様からまた広く意見を伺うパブリックコメントといった手続きもございますし、それからこういう条例を作るということにつきまして、市民の皆様により理解広げていこうということ。それから、障がいや障がい者への理解促進を図るということの目的で意見交換会を６月、７月に開くということが予定されております。皆様には、月１回の検討会にご出席いただいているうえに、この意見交換会で説明者ということで出席いただけるということで、誠に感謝申し上げる次第でございます。この条例を契機としまして、障がい、障がい者に対する理解がより深まり、誰もがともに暮

らしていけるよりよい新潟市に向かっていくよう、我々も期待しているところでございます。本日は、ありがとうございます。またよろしくお願いいたします。

（司　会）

続きまして、委員の交代についてお知らせさせていただきます。新潟交通の保坂委員は今回から和田委員に交代されます。今回から、検討委員会の委員に就任されます、新潟交通の和田委員をご紹介させていただきます。和田委員、一言ごあいさつをお願いいたします。

（和田委員）

皆様、どうもこんばんは。新潟交通の和田と申します。この４月の手前どもの会社の人事異動で、改めて委員ということで参加させてもらうことになりました。

こちらの検討会につきましては、以前、前任の代理で、一度、グループワークをやっているところに参加させてもらったということがございますが、なにぶんもう 10 回ということでございますので、その間のやりとり等について、少し勉強不足な点が何かとあろうかと思いますが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（司　会）

ありがとうございました。

次に、議事に移ります前に、本日の委員の出席状況でございます。委員 20 名のうち、長谷川美香委員から欠席の連絡をいただいておりますので、計 19 名の出席となっております。

３．議事

（司　会）

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事については、長澤座長にお願いいたします。長澤座長、よろしくお願いいたします。

（長澤座長）

それでは、次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきます。先ほど、ご説明がありましたように、今回で中間とりまとめをある程度固めまして、６月からの意見交換会ということになりますので、ぜひとも効率よく、建設的な意見をたくさんちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

はじめに議事（１）第９回条例検討会のまとめについてに入ります前に、前回の検討会終了後、資料１の中段くらいにも記載がありますが、差別解消を主題とした条例と基本条例について、具体的な違いがよく分からないので、その違いを説明してほしいとの意見をいただいておりますので、そのあたりの話を川崎委員から説明していただこうと思いますが、川崎

委員、ご説明をお願いいたします。

（川崎委員）

まず最初に、私からここで望む条例はどのような姿かということで、前回、提起させていただきました。差別解消を主題とした条例とするとか、全般的なものの基本条例的なものとするのかということで、提起させていただいたところですが、基本条例とはというようなお話をいただくとは思っていなくて、私のほうがもう少し説明をさせていただければよかったかと思うのですが、この検討会自体に示されたテーマといいますか、この検討会の開催要項、それから審議会の提言書に付随した部会報告、ここにいずれも仮称ですけれども条例名が上がっておりまして、括弧で「以下基本条例という」ということで始まっていたものですから、そのイメージをそのまま使わせていただいて、全般的なもの、いわゆる差別のほかに虐待、女性の問題、子供の問題、そういったものも全般的なものを網羅したものという意味で申し上げました。ただ、そもそもの基本条例となれば、少しスタイルが違うのだろうと思っております。基本的な事項ですとか、それを進める審議会みたいなものを盛り込んだりというスタイルだろうと思うのですが、ここの検討会の始まりのところで「基本条例という」というような説明で始まったものですから、そのほうが、イメージが取りやすいのかなということで、前回は全般的なものを盛り込んだ基本条例的なものと申し上げさせていただきました。こういったところでよろしいでしょうか。

（長澤座長）

ありがとうございました。ただいまのご説明について、何かご質問ございませんでしょうか。

（１）第９回条例検討会のまとめについて

（長澤座長）

それでは、事務局、説明をお願いできますか。

（事務局）

資料１をご覧ください。前回、第９回のまとめということで、「１．第８回条例検討会のまとめについて」、それから、「３．市民及び関係団体との意見交換について」は記載のとおりでございます。「２．中間とりまとめ」の部分につきましては、もう一つ、事前配付の資料２、６ページから 16 ページの差し替えのほうで説明させていただきたいと思いますので、そちらをご覧ください。こちらにつきましては、前回の皆様のご意見を受け、前回配付の資料２を見え消しで加筆修正したものです。追加した部分については下線、削除した部分については取り消し線で示してあります。

まず、６ページの目的の部分ですが、中段くらいのたたきを消した案をご覧ください。前回の委員の意見を受け、「障がいのある人の人格及び人権が尊重され」という部分を後半の目的の部分に移しております。次のページから８ページについては、中間とりまとめのたたき案として掲載しておりましたが、最終案としては削除したいと考えております。

次に、９ページでございます。名称についてですが、前回、検討会では皆様からさまざまなご意見をいただいたのですが、現在の検討会の名称として使用している「障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例」がいいのではないかという意見が多かったかと思いますので、これを第一案といたしました。ただ、名称としては長すぎるという意見もありましたので、今までのご意見などを踏まえつつ、略称案を五つ上げさせていただいております。地域に、これから意見交換会に出るに当たりまして、名称としましては、検討会の案として、一つに絞ったうえで地域へ説明に行きたいと思っておりますので、この後、皆様からもう一度、この名称及び略称について決めていただきたいといいます。案を一つに絞っていただければと思っております。

次に、11 ページの中段になりますが、定義についてです。前回は四つを定義として示しておりましたが、今回は差別の定義を新たに加え五つといたしました。一つ目の障がいのある人についてですが、「難病」や「発達」という文言が別にあったほうがいいのではないかという意見を踏まえ、長崎県の条例を参考に記載のとおりといたしました。次に差別ですが、正当な理由なしに不当な差別的対応を行うことや合理的配慮の不提供を差別と定義し、次のページで不当な差別的対応と合理的配慮について説明する形といたしました。なお、不当な差別的対応については、障がいに関する事由という文言を追加し、障がいに関連する差別についても、不当な差別的対応に当たることを明確にいたしました。また合理的配慮については、お金や労力の負担が「過度にかかりすぎないもの」としていた部分を「過度にならないもの」というように短くさせていただいております。

次に、義務規定については記載のとおりですが、委員のほうから「多様性を受け入れる」という文言を入れてはどうかという意見につきましては、責務の規定の中に入れることが難しかったので、13 ページの下から次ページにかけて、障がいを理由とした差別の解消の文書内に入れさせていただきました。

14 ページ以降の修正箇所は、主に不当な差別的対応と合理的配慮の定義を修正したことによる文言の修正となっております。

（長澤座長）

ありがとうございました。これから、皆さんにお願いしたいことは、第９回のまとめについての説明、内容についてこれでいいかどうかご意見いただきたいということと、意見交換

会に向けて名称の候補を決める必要があるという２点だと思います。まずは、第９回のまとめについての説明について、ご意見、ご質問があれば、お出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。それでは、また何かお気づきの点があれば、挙手をお願いいたします。

次に、名称を一つに絞り込んで、この検討会の案として意見交換会に臨みたいということのようですので、名称と略称を今回、案を一本にしたいというご提案でしたので、この点について、皆さんいかがでしょうか。今回、提示いただいた資料２差し替えの９ページに、まずは仮称の名称であった、障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例というものも、基本的な名称としたい。略称については、いろいろな意見が出ましたけれども、①から⑤に集約されるのではないかと思いますので、できれば①から⑤の中から決めたいと思います。まずは、基本的な名称について、この名称でいいかどうかも含めて、ご意見をいただけますでしょうか。なお、確認ですけれども、ここで最後に最終決定ではありませんで、意見交換会を経て決まっていきますので、その点、ご理解いただきたいと思います。それでは、委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。

（遁所委員）

遁所です。よろしくお願いします。

区の説明会に、私も加わらせていただくということで、お手伝いしてお役に立ちたいと思うのですが、１案だと、私がすみません、覚えられないものが一つあるのと、それからやはり今回、臨むに当たって、もう一回、見直したのですけれども、「され」とか、「いかされる」という受け身よりも、能動的な言葉がいいと考えまして、やはり白柏委員からいただいたものとあわせて、障がいのある人もない人も生き生きと暮らせる新潟市づくり条例とか、共に生きるというところがいいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。第９回の意見の案の一番最初のものととらえてよろしいですか。ありがとうございます。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

（松永委員）

先般 13 日、新潟市の視障協の総会で、こういう検討をされるということが、話が出たのですけれども、その後、会員の方から問い合わせがあって、この名称のことについて話したのですけれども、なかなか分かりにくい、それからいかされるというのでしょうか。この部分がどうも理解できないというか、合わないのではないかと。それに対する意見がございました。それと、これも障がい者差別のこともあるわけですけれども、障がい者がこの条例を理解する部分と、それから一般の健常者の方々がどう理解されるか。そのことを考えたときに、このタイトルをどうするか。障がい者だけが読むような条例ではなくて、市民皆さんが

この条例をいかに理解するかという形でのタイトルにならなければならないという意見がありました。そういう意味で、障がいのある人、ない人と、この部分があって、その後、どうするかをもう少し検討したほうがいいのではないかということが、私の意見です。

（長澤座長）

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

（石川委員）

聴覚障がい者の石川です。

前回の第９回の条例検討委員会は、私は都合が悪くて欠席でした。申し訳ありません。とにかくここを読んでみました。メインの名称はそのままでいいと思います。でも、略称、案の場合は、①障がい者差別をなくす条例。これはいいけれども、もう少し加えて、障がい者差別をなくす新潟市づくり条例といったらいいのかと思います。どうでしょうか。

（長澤座長）

ありがとうございました。基本名称は原案にほぼ近いと。略称は①にプラス新潟市条例というような表記になるというご意見だったかと思います。ほかにいかがでしょうか。

（佐藤（洋）委員）

先回、私は少し衝撃を受けたので、桝屋委員がこの仮称のところに、人としてというか、そういう文言を入れてほしいと言ったと思うのですけれども、やはり障がいのある方たちと接していると、とてもそういう部分が響いてきて、私はずっとそれを考えていたのですけれども、皆さん、どう思われるか。人間としてということが、ものすごく引っかかっております。そういう部分を少し入れられたらいいなと感じておりました。

（長澤座長）

ありがとうございます。第９回、委員意見の２番目の表現。人としてというものが入ったほうがいいのではないかというご意見でした。ほかにいかがでしょうか。

（熊倉副座長）

作業部会にも加わって、原案を作ってきた一人なのですけれども、第１案にこだわりたいと思っているわけですけれども、10 ページの見え消しの参考の各自治体の名称の中に、共に暮らすとか、共に生きるという文言がけっこうちりばめてあるように思います。少なくとも私の理解としては、障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされるということは、新潟市づくりにかかわる修飾語と思っておりますので、障がいがあろうとなかろうと、この共生の新潟市づくりにそれぞれが大切にされて、人としてみんないかされて参加するのだよという意味合いを受け取っていまして、そういう意味では、略称の中に、少なくとも共生という部分をもう少しはっきり出したほうがいいと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。いかがでしょうか。

（片桐委員）

前回、緑内障の手術をして、２週間ばかり入院していまして出られなくて、すみませんでした。これを一応、読ませていただきましたけれども、名称の件なのですけれども、障がいのある人もない人もだれもが人間として生きて、共に暮らせる新潟市づくり条例というものを人としてもいいのですけれども、人間として生きていけるような地域づくりが共にできたらいいなと感じていまして、私は、２週間の入院の中で、いろいろと障がいのある人とつき合ってみたのですけれども、とてもその人たちは健常者も、障がい者も、ともに話をしたいと。そういう居場所づくりがしたいというようなことをおっしゃっていました。少し外れますけれども、今、現実的にいろいろなことを言っても、そういうところがないので、今、私の家の車庫といいますか、そういうところをお金をかけず、みんなの力を借りて改造しまして、そこに居場所づくりの場所を作ることをやっていまして、連休前に何とか完成して、子供たちも、お年寄りも、障がい者も、何かがあったら、そこに来られるような場所づくりをしようと思って、今、考えて、何とかやっと整理ができて。今、本もいっぱい、そこに蔵書があるので、みんなと一緒に、地域仲間づくりをしたいと思っています。私は、この２番目でしょうか。それとたたき案を合併したものがいいと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

（竹田委員）

竹田です。

先ほど、熊倉さんから１案にこだわりたいというご意見が出まして、私も、先回の会議で１案がいいということで、力説させていただいたわけですが、その後、松永委員から「いかされる」という言葉が、どうも引っかかるというようなご意見が出たということで、なるほどと。あえてひらがなになっている「いかされる」。私は、ここは「活かされる」というように、当然、その思いで読んでいたわけですけれども、例えば、松永さんの団体で意見をおっしゃった方が、「生かされる」というように読まれた場合だと、「いかされる」というのはマイナス的なイメージを持つなと。確かにそれは言えるかなというように、少し思ったのです。それを含めて考えていて、どうも今、提起されている略称案は、障がい者という言葉がダイレクトに出てしまうので、“障がいのある人も、ない人も”というところの意味合いが消えてしまうような感じがして、略称案としていずれもどうなの？ということがあって、ずっと考えた上では、その他の案の⑤障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条

例。長くて覚えられないというのは、実は私もそうなので、好きなのですけれども、私自身は覚えられないということが確かにありますので、⑤なら覚えられるかと思っていて、さらにこの⑤の略称としては、“共生まちづくり条例”みたいな形にしたらどうかと。本当は、共生市づくり条例なのかとも思うのですが、共生市づくり条例ということはけっこう言いにくくて、だから“共生まちづくり条例”だと何か分かりやすいかなといったことを思った次第です。

（長澤座長）

基本名称がその他の案の⑤で、略称として共生まちづくり条例というご意見でした。ここで共通しているのは、まずは障がいのある人に限定しないということです。障がいのある人と、そうでない人を対象にしているということと、一人ひとりがとにかく大切にされるということ。あとは、主体的に人として扱われて生きていくということを見れば、そんなに理念として大きな差はないと思うのです。そうなると、趣旨がしっかり理解される表記、表現かなということで、そうすると国語力が問われるのかと思っていたりします。ここで、この名称に統一しようというように出すのが、少し難しい感じがするのです。それで、今、出た意見として、第１案というような支持が多かったのですが、その中に人としてと入れるとか、受け身的ないかされるというものを見直したほうがいいのではないかとか、そういったあたりの表現を少し工夫すると、多くの人の共感が得られるのかと思うのですが、いかがでしょうか。ここで新たにまた、文言を考えますと、少し難しい感じがするのです。

（松永委員）

私は基の案を考えた一人ですので、基本的にはこれでいいですけれども、いかされるというところが、どうもこだわりがあったみたいで、神によっていかされる、何かどこかの神様の力でいかされるのかというようにとった方もおりますので、そういう意味で、このいかされるというところにクエスチョンマークがいっぱいついた感じですので、全体としてはこれでいいと思うのですけれども、ここの部分のいかされるが工夫されないのかなという気がしています。

（長澤座長）

ありがとうございます。それでは、少し強引なのですけれども、第１案を基本にしながら、人としてという文言をどう入れるか、いかされるという受け身的なものではなく、主体的な表現にするという方法で１案を中心に、事務局と私のところでいくつか表現を考えて、提示するということでいかがでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、略称です。略称については、①から⑤まであり、さらに竹田委員から共生まちづくり条例とか、略称の①に新潟市ということを入れるとか、あるいは共生というものを

入れるという意見が出ております。この辺、もう少しご意見をいただけますか。これも、私の主観ですけれども、①から⑤でそんなに大きな違いはないような気がするのですけれども、竹田委員がご提案されたのは、やはり違っていますよね。障がいという文字がありませんので、その辺、竹田委員のご提案されたものについて、委員の皆様、どのようにお考えでしょうか。

（熊倉副座長）

乏しい国語力でもって考えてみたのですけれども、障がいのある人もない人もという趣旨からすると、略称が障がい者に特定しているということは、どうもうまくないのではないかと率直に思います。それから、第１案にしろ、竹田委員がおっしゃったその他の⑤にしても、趣旨としては、共生社会ということが入っているわけですから、略称の中では、新潟市共生まちづくり条例みたいな、その辺のバリエーションの中から選べるようにして、そして第１案から⑤も参考にしつつ、いかされるの議論も入れつつみたいな、すみません、こういったことが発言になるのか分かりませんけれども、とりあえず。

（長澤座長）

ありがとうございます。略称ですから短くなければいけないですよね。それと、多分、略称のほうがかなり使われるのですよね。話すときに、普通、全文は言わないですよね。そうするとこれが何を目的としたものかということが分からなくなる略称はまずいわけです。そうなったときに、特に当事者の方々におきましても、略称が障がい者というものが入ったほうがいいのか、入らないほうがいいのか。ストレートな質問で申し訳ないのですけれども、その辺、ご意見をお考えいただけますか。

（石川委員）

竹田さんの意見、共生まちづくり条例というものはいいのですが、それだけでは少し物足りないような気がします。少し加えるならば、やはり人間共生まちづくりというような障がい者も人間ですので、そういう意味で、人間という言葉を加えたら適当ではないかと私は思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。あえて障がい者というものを入れないということですね。

ほかにいかがでしょうか。

（桝屋委員）

どうも桝屋です。

前回のとき、私もいろいろ考えていたのですけれども、まず障がいという名称についてなのですけれども、そもそもだれにとっての障がいなのですかと。私はずっと考えていたので

す。それをずっといろいろな人の発言とか、いろいろさかのぼって考えてみましたら、やはり健常者にとっての障がいなのだなとつくづく考えました。かといって、健常者の人生に障がいがないかといったらそうでもないわけで、それを考えると、身体とか、脳機能、病気で結局のところに身体的な障がいが出たとしても、それは誰にでもその可能性はあるわけで、ではそうすると、だれもが健常者だろうと障がい者になるという可能性だって秘めているわけですから、やはりそうすると誰もがなるという可能性を共有して、やはり共生できる社会を作っていくのは、新潟市のスタンスとしては、私としてはありなのかと思いまして、そうするとやはり障がい者にこだわったものではなく、共生という文字が入るのが一番いいのかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。障がいという次を入れずに、共生というものを入れるというようなご意見でした。ほかの委員いかがでしょうか。

（正道委員）

正道です。桝屋委員と被って、大体、同じことを考えていたのですけれども、好きで障がい者になるわけでもないですし、生まれつきもありますが、中途障がいというか、いきなりなる場合もあるので、略称のほうに障がい者ということを主張しなくてもいいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。それでは、これも短いものの中、ぴったりくる表現を作るのは難しいと思われます。ただ、方向性としては、障がいというものを強調せずに、共生という文字を入れて、まちづくり条例というようにするという意見が多かったと思います。そこで、これもしっくりくる名称を二つくらい事務局と私どものところで考えて、再度、ご提示するということでいかがでしょうか。ありがとうございます。それでは、そのような方向で進めていきたいと思います。

（２）中間とりまとめについて

（長澤座長）

では、先に進めさせていただきます。議事（２）中間とりまとめについてです。資料については、前回、お配りした資料２の 17 ページ以降となります。それでは、事務局、説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、前回、お配りしました、資料２の 16 ページまで終わっておりますので、17 ページから説明させていただきます。まず、「６．障がいを理由とした差別をなくすための対

応策」として、差別を未然に防止するための（１）から（４）までの四つの施策を載せております。

一つ目（１）は、障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施です。これについては、グループ討議の中でも理解を深める研修等が必要であるという意見が多くありました。行政や学校、企業などのさまざまなところで実施しようというものでございます。具体的な取組としましては、補助犬法やバリアフリー新法、代筆のあり方などについて、周知啓発を図るとともに、障がい特性を理解できる周知のマニュアルみたいなものを作成することなどが施策としては考えられます。

次に 19 ページの下のほうになります。（２）障がいのある人との交流の機会の拡大・充実です。これは文字通り交流の機会の拡大や充実を図るということで、障がいのある人とない人の相互理解を深めようというものでございます。

次に 20 ページ中ほどの（３）障がいのある人への対応が優れた施設を応援する仕組みでございます。これは、障がいのある人に配慮した取組を行っている事業者などを市報や市のホームページで公表し、応援しようというご意見だったと思います。

次に、四つ目 21 ページになりますが、（４）差別解消のための第三者機関の設置です。制度や慣行により構造的に繰り返される差別に係る問題の解決。それから、障がいのある人への理解を広げ、差別をなくすための具体的な取組について協議・発信することを目的とした機関を設けようというものです。ただし、こちらにつきましては、法律のほうですが、障害者差別解消法で規定のある「障害者差別解消支援地域協議会」について、そのあり方を現在、国が協議しているところですので、その検討状況を踏まえ、どのような組織が適当なのか。今後、検討していきたいと考えております。なお、千葉県のほうはすでに設置しておりますが、推進委員は市長をトップとし、弁護士などの関係者で作る委員会を設置しております。

次に 22 ページの「７．障がいを理由とした差別の事後対応策」です。こちらについては、実際に差別が起きた場合の対応として、公平中立な相談・紛争解決機関が、差別的対応を受けた者と、それを行ったとされる者との間に入り、解決を図っていくという仕組みです。一番最後の 34 ページにそのイメージ図を書いてございますので、そちらをご覧ください。①からずっとあるわけですが、まず差別的対応があった場合に、それを受けた人は、相談機関または相談員に①相談することができます。具体的には考え方として、相談機関としては、例えば、機関型の相談支援センターなども考えられると思いますし、相談員としては、現在、設置しております、身体・知的の障がい者相談員などもこういうものになりうるのではないかと考えております。また、相談機関は相談を受けた後、双方から聞き取りを行い、解決に

向けた②調整を行います。それでもうまく解決しなかった、納得できなかった場合には、市長に③助言・あっせんの申し立てをすることができるというものです。申立を受け、市は差別的対応を受けた人と、それを行ったとされる方、双方へ④の調査に入ります。その調査結果を基に、市は紛争解決機関に⑤助言・あっせんの審議を求めるという形になります。紛争解決機関の審議により助言・あっせんの必要があると判断された場合、⑥助言・あっせんの進言が行われ、それに基づき市長が助言・あっせんを行います。助言・あっせん・勧告を行い、改善・解決を図りますが、それでも従わなかった場合には、その事実を公表することで条例の実効性を確保しようというものです。相談解決に関する仕組みは、これはイメージになりますが、なお事後解決の仕組みとしては、罰則を設けることも考えられますが、22 ページに戻りまして、四つ目の○になりますが、第三者を交えた話し合いにより、相互理解に基づき改善解決を図るという観点から、条例には罰則規定を設けないことといたします。

次に 24 ページです。「８．障がい者虐待の禁止」です。こちらについては、具体的にどのような内容を盛り込むかは、委員意見では示されませんでしたが、提言書においても虐待について触れていることから、中間とりまとめにおいて、記載しております。ただ、平成 24 年 10 月に施行した国の障害者虐待防止法の内容と同様の規定とするのであれば、条例において盛り込む必要があるか、少し検討が必要かと考えております。千葉県の障がい者差別に関する条例では、国の虐待防止法の施行後、当条例の虐待に関する規定を削除していることなども考慮しながら、今後、検討していきたいと考えております。

同じく 24 ページの「９．障がいのある人の自立及び社会参加のための支援」ですが、こちらについては主に市が率先して取り組むべき分野別施策、特徴的な取組を記載しています。（１）教育につきましては、①から④までの四つのものを記載しております。①については、障がいのない人とともに教育が受けられるように配慮ということ。②につきましては、交流を積極的に図り、相互理解の促進を図るということ。③では教職員に対する研修。④では、「個別の教育支援計画」を策定するということでございます。なお、真ん中ほどに、四角囲みの上に※本市が設置する学校以外の学校、例えば、県立であったり、そういう学校ですが、条例の適用対象となるかについては、現時、調査中でございます。さいたま市が障がい者差別解消に関する条例においては、市が設置する学校に限定して条例を適用していることを踏まえ、何らかの協議が必要かというところが、今後、検討が必要になってくると考えております。

次に、26 ページに移りまして、（２）保育・療育についてです。これにつきましては、関係機関と連携して障がいのある人に対し、適切な支援が行える仕組みを構築するというところでございます。

次に、（３）就労支援についてですが、こちらについても教育と同様、さまざまな意見が出されたところでございます。①から③までございますが、①では就労に関する相談や支援体制を整備ということ。②では就労に関する制度の周知を図るべきだということ。③においては、労働できる機会を広げるとともに、就労が継続するように取り組むというものでございます。

次に、27 ページに移りまして、（４）情報・コミュニケーションについてですが、これにつきましては、①から次ページの④まで記載させていただきました。一つ目は、障がい者が自ら選択するコミュニケーション手段をできるようにということ。また、コミュニケーションに関する相談支援体制を整備ということがございます。②では、緊急時に必要な支援をということ。③では、コミュニケーションの難しい障がい者に対して必要な配慮を行うこと。④では、情報の発信、受け取りを行うときに必要な配慮を行うということを記載しております。

次に 29 ページの上のほう、（５）社会参加の機会の拡大です。ここについては、建物や公共交通に関する取組について記載してございますが、①、②と二つあります。一つ目は、市が道路や建物を整備する際、障がいのある人に配慮して整備すること。二つ目は、障がいのある人が利用する際には、手助けを行うなどの配慮を行うというものです。

次に（６）適切な説明及び情報提供でございますが、こちらについては障がいのある人が十分な説明や情報提供を受けていないために、差別感を感じているのではないかという委員の皆様からの意見が多数あったと思いますが、市や事業者は適切な説明及び情報提供を行うようにしようというものでございます。

次に、31 ページ、（７）プライバシーへの配慮です。障がいのある人のプライバシーに配慮して支援を行おうというものでございます。

以上の七つが、障がいのある人の自立及び社会参加のための支援として考えられる施策となっております。

最後に、「10. その他」についてですが、これはどこにも属さない提言書の内容や委員の意見を掲載してございます。例えば、32 ページの下のほう、委員意見等の一番上です。条文については、小中学生でも理解できるよう、分かりやすくするとよいという意見がありますが、こういった意見や条例制定後の周知に関する意見、町内会長というキーパーソンをおさえるなどの意見について記載してございます。

なお、33 ページの最後に、先ほど、虐待のところでもお話しさせていただきましたが、法律と同じ内容を再度、条例に盛り込むかどうかについては、少し検討する必要があると考えているため、最後に一文つけ加えさせていただきました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

（長澤座長）

ありがとうございました。非常にボリュームがあるご説明でしたので、少し区切りながら質問、ご意見をいただきます。まず、17 ページをお開きください。

「６．障がいを理由とした差別をなくすための対応策」、（１）から（４）まで、ページ数で言いますと 21 ページまでです。この部分についてのご意見をまずいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（白柏委員）

白柏です。

先回、都合が悪くて欠席になってしまって、申し訳ございませんでした。本当であれば前回お答えすべきところ、前回休んでしまったので、前々回の質問に対してお答えしたいと思って、今、マイクを取りました。

たしか前々回の会議の一番最後のほうに、医師会への要望ということで、障がいのある方を受け入れる特化した病院・医院を検討してほしいという声が、竹田委員からあったように記憶しているのですが、少しお答えができていなかったのですが、市の医師会の理事会のほうで、この事案を協議いたしましたけれども、特化は難しいという答えが出てまいりました。個々の人たちがかかりつけ医などを通じて必要な医療機関を紹介してもらう、医療連携というものが今、非常に盛んになってきておりますので、そういうものを利用していただけるのが望ましいと考えておりますので、この場でいうことは適切かどうか分からないのですけれども、このページの中に市医師会という文言が出てきましたので、一応、お答えとさせていただきます。

（長澤座長）

ありがとうございました。説明をもとめられておりましたので、ご説明いただきまして、ありがとうございました。

では、６の（１）から（４）について、ご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

（竹田委員）

私は、今回のこの条例を作るにあたって、一番大切な肝がここの部分かと思っておりまして、特に（４）の差別解消のための第三者機関です。ここを具体的に動けるように設置できるかどうかが、結局、すべての命運を分けるのではないかと思っています。イメージ図を 34 ページに出していただいております。相談機関・相談員という形でありまして、その方が相談も受けて、調整も受けて、調査も受けて、市長と連携してという形での図式になって

いて、一番下のほうに紛争解決機関というのがあるのです。これまでの論議の中でも一つは、どんな差別かどうかということのフィルターを意識しないで、とにかく何か嫌な思いをしたというようなことに関して、気軽に相談できる窓口というものが、まず絶対に必要だということ。この受付のシステムということが、まず非常に大事で、その受付のシステムというところでは、相談機関というより、ここの括弧に示されている相談員をいかに、そういう意識性を持って、どういった相談でも真摯に受け止めるのだというような形で設置していくということが必要なのだろうと思っています。恐らく、千葉の場合は、それがまさに、千葉県全体でとんでもない数の相談員が配置されていて、それが役割を果たすというような形になっているかと思いますので、新潟市の場合でも、知的障がい者の相談員でありますとか、身体障がい者の相談員でありますとか、さまざまな相談支援機関の相談員があります。そういったところを総合してそういう位置づけを兼務発令ではないですけれども、活動の根拠として、市条例の中で示して、とにかくどこでも困った、嫌な思いをしたということが訴えられる。それをきちんと聞いてもらえるという機関ということが設置されなくてはいけないということ。

これと、やはりどうしてそういう嫌な思いをするような事実が起こってしまったのかと。解決に向けた実行機関が恐らく紛争解決機関という形になっているのだと思うのです。ここのところの具体的な解決機関が、イメージ図の中でも、もう少し並列といいますか、同時に動けるような形の状況になって、市長を挟んで相対するという感じだと、少し分かりづらいのかと思っています。具体的に言うと、専門員的な形になるのだと思うのですけれども、千葉の場合だと、新潟市規模の 80 万の中では、80 万人に１人くらいの感じで、たしか千葉県が 640 万とか、そういった数だったでしょうか。全体では 20 というような感じになっても、住民規模にすると１人になってしまうのかと思ったのですけれども、でもそこのところをもう少し手厚くしていただいて、２～３名ぐらいの機関として設けるような体制を組んでいただくということで、具体的に事情調査から何からどんなことでも動いてくれる実行機関ということを設置していただくということが大切かと思いました。

（長澤座長）

ありがとうございました。内容的に７まで含めたほうが自然だと思いますので、今、７に関係したご意見だったと思いますので、６と７をあわせてご意見をいただきたいと思います。竹田委員、ありがとうございました。

差別が起きた場合の事後対応策について、遁所委員お願いいたします。

（遁所委員）

意見というか、質問になるかもしれませんが、今の竹田委員のおっしゃった 34 ページの

図、詳細な説明をしたときから、できるのかなということがずっと頭に引っかかっていたのです。全部最終的に市長に集約されるというところで、市長がやれなくて、多分、担当の課があると思うのですけれども、これはやはり障がい福祉課が担うことになるのでしょうか。というのは、例えば、教育の場合は、新潟市の組織図が今、頭に浮かんでいますけれども、教育委員会と行政は縦割りといいますか、違いますよね。そういうところで、例えば、市長というこの中で、それぞれに応じて、それぞれの課が担当していくというイメージでよろしいのでしょうか。そうなると、もう少しここの仕組みをしっかりと抑えたほうが、これは条例ができてからの話かもしれませんが、質問として、もしお答えできるのであれば、ぜひ聞きたいところです。

（長澤座長）

事務局、いかがでしょうか。

（事務局）

ぼんやりとなのですが、市長という部分の事務局については、障がい福祉課、もしくは区の健康福祉課あたりがなるのかと想定しているのですが、何せまだ国のほうのガイドラインといいますか、方向性が示されておりませんので、国の方向性が示されたときに、また改めてここについては詳しく議論を皆さんの中で、条例案とあわせてしていただければと思っております。それに対しては、今のイメージでは障がい福祉課、区の健康福祉課あたりが受け付けるような形になるのかとはイメージしています。

（白柏委員）

事務局にお伺いしたいのですけれども、相談員というのはどういう方を考えていらっしゃいますか。市役所の職員の方ですか。

（事務局）

これも一つの案ですが、相談機関としては、10 月にできます、基幹型の相談センターが市内に４か所できるので、そういうところですとか、あとは法律で知的障がい者と身体障がい者については、今、人数が出てこないのですけれども、当事者の方々などに相談員を委託しておりまして、そういう方々が具体的に区で何人と配置されているものですから、今、法律上の相談員は知的と身体だけなので、そこにまたほかの障がいの方々も何らかの形でプラスしていけないかというイメージを今のところ持っています。

（長澤座長）

よろしいでしょうか。ほかに６、７についてご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

（川崎委員）

第三者機関について、最後のイメージ図がよく見えるのですけれども、ここのところの前に差別解消のほうで、正式名称が出てこないのですが、地域協議会がうたわれていて、最初、そこにすごく期待を持てそうだと読んでいたのですが、結果的にはみんな事後だなというイメージがあって、第５回の前に差別解消推進委員会みたいなものを設けたらどうですか。要するに事後ではなくて、早く起きる前のところを働きかけていくという意味合い。そういった意味で、今回のいろいろな対応策の中でも、研修だとか、そういった啓発というものが非常に多く出てくるのです。では、だれがそれを担うのという部分、そこをしっかり市が体制を作る。そういった意味で、解消推進委員会、事後ではなくて、起きるものを防ぐ。そういったイメージの活動ができないかという意味で、こういったものを提案させていただいたのです。そういった意味で、少し細かい話ですけれども、21 ページに書いてある、委員意見より想定と下に書いてあるのは、私としては全くイメージ外でした。①からずっと載っていますが、こういうものを担うというイメージではなくて、むしろ研修の講師を務める人、もしくはそういった人の育成にかかわる、そういったものも含めて、そちらのほうを含めてという意味合いを考えていたところなので、この辺のあたり、提案を申し上げた身からすると、少しイメージが違うところだけ申し上げさせていただきたいと思います。

最後のページのイメージ図のところでは、相談機関と差別推進委員会、これは一体でもいいかというイメージも持ってはおりました。むしろ紛争解決だけは別だろうと思いますけれども、そういった期待をもって、地域協議会を見たのですが、結果は事後なので、少し違うかなということで、あえてこの差別解消推進委員会、この名前がどうかは別として、事前のところにかかわる機関、何らかの体制がほしいという意味合いで申し上げさせていただいたので、そのあたりだけ今一度、申し上げさせていただきました。

（長澤座長）

ありがとうございました。推進委員会の役割です。今一度、明確に言っていただきました。事前の対応、研修を主に扱っていくということで、そのように記述をしていただきたいと思います。

（竹田委員）

もう一つだけよろしいですか。

千葉の場合だと、だれにでも相談しやすい受付に相当する相談員が地域相談員という形で、全県に配置されているのです。それは、先ほど、課長がおっしゃったような知的障がい者相談員とか、身体障がい者相談員を含めて、兼務発令で動いているわけです。そのうえで実行部隊としての広域専門指導員というのが千葉県全体でけっこうな数がいるのです。でも、千葉があまりにも大きい県なので、新潟市の人口比ですると１人かという感じだったのですけ

れども、そこを厚くしていただいて、広域専門指導員的な実行部隊を、それこそ先ほど、市内４か所に設置される基幹型相談センターというような話が出ましたが、そこに各１名ずつ配置していただくというような形で、その連携のもとで全体を動かしていくみたいな形の工夫といったものが必要かと思っています。先ほどの意見の補足なのです。

今回、また手を挙げさせていただいたのは、差別解消推進委員会の啓発部分で講演したりしていく、未然の対策というのは川崎委員がおっしゃったように、恐らくほかの条例の中で、あまり具体化されていないところだと思うので、ここは新潟市の売りとして、やはりぜひここは動かしていただきたいと思うところが一つ。

二つ目に、千葉の流れでいくと問題発生、地域相談員、広域専門指導員に相談。地域相談員、広域専門指導員を交えた話し合いがあって、地域での解決が困難な場合、調整委員会による助言あっせんというような形の動き方になっています。ですので、紛争解決機関が動いて、なかなかどうなっているのだろうと。今年、全体では何件くらいのどういう相談があったのだろうというようなことも総括して、話し合えるような、どのような具体的な、では手を打とうかみたいなことができる差別解消推進委員会の役割も必要なのではないかと思いますので、そこのところを追加していただきたいと思いました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

（川崎委員）

推進委員会のことについて付け足しだけさせていただきたいのです。やはりこの活動そのものは、難しさはあると思うのです。いわゆる伝えるということが基本的な部分にあるはずなので、伝え方というものが大事になってくるなと思っています。そういった意味では、人材というものが大きな課題になってくるのだろうということで思っています。そのあたりも含め、そして申し上げたように、研修を担うとか、そういう部分だけではなくて、未然に少なく、減らせるという意味は当然あるのですけれども、起きないようなところへかかわっていく。いわゆる啓発ですけれども、ここをとにかく中心にかかわっていただきたいという意味合いだということだけ、くどいようですけれども、もう一回、申し上げさせていただきました。

そして、すみません、伊東委員、先日、ちょうだいしたのでしゃべってもいいですか。

実は、先日、伊東委員からおもしろいものを聞かせていただいて、その中に学校のほうにインクルーシブ教育コーディネーターの派遣みたいな制度を設けられないかみたいなご意見をお聞かせいただいたのです。後ほど、ご本人から説明いただければいいと思うのですが、そういったものも含めた推進を担っていく機関として、そういった部分も一つの例なのかと

思って見ていました。中身については、伊東委員、説明いただいていいですか。

（長澤座長）

伊東委員いかがですか。

（伊東委員）

まず、遅れて申し訳ありませんでした。夜桜見物のお客様が大変いらっしゃったみたいで、駐車場が満車でして遅れました。申し訳ございませんでした。

現在、国の事業で学校と地域のパートナーシップ事業というものがあると思うのです。今、学校と地域と、はっきり思い出せないのですが、社会、公民館とか、そういったものの連携をしていて、地域教育コーディネーターという名前だったと思うのですけれども、学校のほうに派遣されているということで、地域とのかかわりとか、そういったものが大変活発になって、教育の場で活かされているという状況があります。こういったベースができていますので、この既存事業の中に上乗せ横出しする形で、仮に私が考えたものなのですが、インクルーシブ教育コーディネーターとして、障がい当事者が学校の中に入るというようなことができないかと思いました。補助の方と２名一組ペアになっていただいて、学校の中に入っていただいて、特に何かを教える機会もあってもいいと思うのですけれども、例えば、一緒に給食を食べるとか、休み時間を過ごすとか、そういった中で、単発ではなく継続的に場を共有することによって、子どもたちが教えられて分かるのではなく、一緒に過ごすことで、この人と一緒に過ごすのに、こういう支援をすればいいのだと気付くこと。例えば、車いすの方が入ったとしたならば段差があると思いますので、そういうときに具体的にどういった支援をしたらいいかということが実感できるかと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

役割についてはよく理解できました。そのときに、この推進委員会として位置づけるのか、教育のところに研修などがありますから、今のようなご提案はどちらかというと教育のほうに入れたほうがかえって通りがいいのではないかと思うのですが、その辺も含めて検討していきたいと思います。

（佐藤（洋）委員）

今、伊東委員がおっしゃったことは、多分、すでにいろいろな学校で総合学習などでやっていらっしゃいます。視覚障がいの方、車いすの方など、そういうところとうまく連携ができるような形もあっていいのではないかと。長澤座長がおっしゃったように教育の場で、この会議が始まったときに、教育が大事だということは私も申し上げたように思いますし、伊東委員もおっしゃっていますし、皆さんそう思われていたと思います。教育と啓発もすごく

大事ということをお願いしたいと思います。

蛇足ですが、私はしょっちゅうバスに載っているのですけれども、先日、小さいお子様を抱っこして乗ってきたところ、だれ一人席を譲ってくれる人がいなかったのです。そういうところに気づきがないと駄目だということは、小さいときからの教育だと思います。そのときに思ったのですけれども、運転士さんは、そういった方が乗ってこられるのは承知していらっしゃるわけですし、混んでいるところで、どなたかに座席を譲ってほしいということを声がけしてほしいくらいに思いました。次に、杖をついた障がい者手帳保持者が乗ってこられたのですけれども、これもどなたも席を譲ってくれなくて、私は後ろのほうにいて、譲ってあげたいと思って、どうしようかと思っていたときに、ようやく、若い女性が気がついて、自分のそばに立っていらっしゃる、杖をついて、立っているのも大変な状況を私は後ろから見ていただのですが、その女性が変わってくれたからホッとしたのですけれども、こういうものはみんなの気づきが大事だと思うので、教育、研修というものも大事だと思いますから力を入れてほしい。そういうところも含めてやっていただきたいと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

それでは８に移らせていただきます。24 ページの中段、「障がい者虐待の禁止」ということで、先ほど入れるかどうかというお話があって、その点についてもご意見をいただきたいと思います。

（遁所委員）

さいたま市が入れないというお話を伺ったのですけれども、新潟県の特徴として、もし、新潟県の教育委員会と新潟市の教育委員会が連携する、あるいは教職に就く人が、新潟県の採用で新潟市にも入っているという事実を鑑みますと、ぜひ県の施設も準じた対応をしてほしいし、そもそも新潟市内に県の教育機関が何個あるのかと考えた場合には、やはり入れてほしいというところがございます。特に 34 ページのような図のようなことを少しやったときも、新潟市の教育委員会と新潟県の教育委員会へ行けと言われたり、それぞれの意見を聞いてから市長が考えますとかいろいろとありましたので、そういうことを考えても適用してほしいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

確認ですけれども、ここは虐待の規定を盛り込むということでよろしいのでしょうか。

（川崎委員）

虐待を盛り込むかどうかの意見として申し上げさせていただきます。当初、この検討会に示されたものから入れるべきだと考えていました。前回、名称というよりも、どういう条例を望むかということ、これまでの検討結果から、差別解消を主題としたものでいいと私は申し上げて、こちらがいいというふうに申し上げました。そこからすれば、むしろないほうがいいと思います。盛り込みすぎると、差別解消そのものが非常にぼけてくる。差別解消を主題とした条例とした前提で申し上げています。冒頭の全般的なものという趣旨からいくのであれば入れるべきだと思っていますが、これまでのここでの検討会の経緯からすれば、差別解消を主題として考えていっていただきたいと思います。そういう意味で、その延長上では条例に盛り込むべきではないと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。

盛り込むべきでないというご意見でした。ほかの委員の皆さんはいかがでしょうか。

特に異論がなければ、今時点での姿勢としては入れないということで中間取りまとめとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（竹田委員）

24 ページの上のところの、その他の次の罰則のところに、「罰則については、千葉県のように相互理解の方向で問題を解決する方法と、アメリカのＡＤＡのように、きちんと罰則を設け、文句を言わせないという方法がある」ということで、これは私が言ったのではなかったと思いますが、明らかに千葉県のように相互理解の方向で問題を解決する方法を目指したいのです。そういう形で論議が進んでいるように私自身は認識しているのですけれども、一方で、だめなものはだめなのだということはきちんと言っておかないと、罰則はつけないのだけれども、これはだめなのだということは言っておく必要があるのではないかと思っているのです。それを「障がい者虐待の禁止」という言葉で入れるかどうかはまた別なような気がするのですけれども、ワークショップで話をしているときも、これはどう考えてもあり得ない差別でしょうというものもあったのです。それはノーだということは、どこでと言われると私もまとまっていないのですけれども、どこかでそういう内容は制限しておかなければいけないのではないかと思いました。

（長澤座長）

ここに必ずしも入れなくても、とにかくこの条例には虐待はよくないのだということが盛り込まれるべきだと。

（竹田委員）

障がい者差別はだめだということです。

（長澤座長）

どこにその文言が示されるかは決めかねますので、こういう感じでは挙げずに、どこかに、虐待を戒めるといいますか、禁止だということを明確に示す文言を入れるように検討したいと思います。

では先に進みます。24 ページの下のほうです。９「障がいのある人の自立及び社会参加のための支援」。これは１から７まであります。そこで、１から３、（１）教育、（２）保育・療育、（３）就労支援、ここまで区切ってご意見をちょうだいしたいと思います。教育、保育・療育、就労支援についてお願いします。

（遁所委員）

先ほどの発言は９のところでした。申し訳ありません。それを踏まえて、教育のところですけれども、同和教育とこの条例に基づく教育のところでも何か連携ができれば、同和のところでの決めごとがあったら、それも参考に入れ込んでいただければと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

先ほどの県立、市立の意見と今のご意見をここの部分に反映させるということで伝えたいと思います。

ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。

それでは、４から７までも含めて、（４）情報・コミュニケーション、（５）社会参加の機会の拡大、（６）適切な説明及び情報提供、（７）プライバシーへの配慮までを含めてご意見をいただけたらと思います。

（佐藤（洋）委員）

事務局にお伺いしたいのですけれども、コミュニケーション手段のところで、いろいろなことが起きた緊急時にどうするかという部分です。今、手話通訳さんたちには、要約筆記も、聾の方たちに緊急時等にはぜひ私たちを利用してくださいというものを立ち上げていると思います。そのほかに、精神障がいの方などあらゆる障がいのある方たちの緊急時に対しては、現在、市はどのような体制でいらっしゃるのか、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

（長澤座長）

事務局、いかがでしょうか。すべての障がいについて、緊急時の対応についてのご質問だったかと思います。

（事務局）

情報コミュニケーションという意味合いで、今、緊急時の対応を検討というか、実際にや

っているのは聾の方の緊急時の対応をこの４月から新たなものを立ち上げたところですが、ほかの障がいについては、周りの人とのコミュニケーションが比較的とれるのではないかということで、特に市のほうで用意しているものは現在ないです。

（佐藤（洋）委員）

例えば発語がうまくいかないとか、脳の損傷でうまくお話ができない方たちへの対応。夜半などのときなどは。

（事務局）

現在、何か制度化しているというものはないです。

（長澤座長）

この結果から、何かご意見等はありますか。

（片桐委員）

ここに、災害時要援護者申請登録というのがありますが、登録をしなければ、私のように途中で障がい者となり歩けない人は、登録をしなければ、災害時でもだれも面倒みてくれないのです。私は、この制度に基づいて登録して、最初はものすごく大きいみかん箱のようなものがきたのです。災害時にはこれを持って逃げてくださいと。とてもそんなものを持って逃げられるような状況ではありません。その中に何が入っているのかというと、洗面用具、歯ブラシなど、100 円ショップのものが入っているのです。こんなものをお年寄り、障がい者が持って歩いていけません。

こちらからもいろいろと言ったのですけれども、次にできたのが、私は江南区ですから、大きなリュックサック、それも登山用のリュックサックみたいな大きさです。私が持っているリュックサックとは違うものです。中に入っているものを今日皆さんにお見せしたいと思うのですが、「きらりん」と、赤いリュックサック。赤いリュックサックの中には同じ物が入っています。これは、申請した人にしかくれいないのです。これをどこに置いておくかといいますか、「きらりん」のマークを玄関に貼って、同じものを冷蔵庫に貼るのです。これを冷蔵庫の中に入れるのです。なぜか分かりますか。私も最初、理解するのがとても困難だったのですけれども、緊急時に、一家に一台は冷蔵庫があるから、冷蔵庫は開けるということで、この中に、私の生年月日、名前、緊急時の場合、だれに連絡するか、どこの病院にかかっているかというもの入っています。これも、申請しなければ、分からない人は、どこに行っていいか分かりません。これが緊急情報キットです。

民生委員からこういうものから配られてくるのですけれども、これ自体を情報として知っている方は本当に少ないです。これを知っていても、町内会の自治会長さんや役員の方が知っていらっしゃるのかどうかということも私は分かりません。緊急時に何かあった場合、私

の町内の班は 11 人の班ですけれども、一人暮らしのお年寄り、障がいのある方がそのうちの半分です。あとはご主人がいない人たちが多く、緊急時に連絡をとる方法を考えて、私たちは私たちに考えていますけれども、情報が足りなくて、どのようにその人たちに連絡をとっていいかということが今の状況では分からず大変なことになっています。私はあんなに大きな登山リュックをどうやって担いでいくのだろうと思って心配しています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

（７）プライバシーへの配慮までの部分の記述をお読みになってのご意見です。こういうものをもう少し入れるとか、あるいは不足しているとか。

（伊東委員）

教育の部分で気づいたことがありましてお話ししたいと思います。実際に私の家庭であったことなのですけれども、娘が通う小学校に特別支援学級がありまして、「なかよし」という名前になっていると思いますが、娘に、なかよしってなあに？と聞かれたところ、どう説明していいのか分からなくて、うまく説明ができず、あやふやにしてしまったということがありました。このことから思ったのですけれども、子どもは分からないことがあると、一番聞きやすいのが母親ということで聞かれるわけです。そのときに、母親が障がいについてきちんと理解があれば、子どもの理解を深めるような言葉を提示できるわけですけれども、私の知識不足でそういうこともできないことがありまして、教育は学校だけではなくて、重複するかもしれないのですけれども、学校と家庭と地域社会の連携がとても大事だと。障がいへの理解を深める教育や啓発のために、どれだけ多くの人を巻き込めるというか、多くの人にかかわっていただけるような取組みが大事だと思いました。

（長澤座長）

ありがとうございます。

17 ページの６の（１）の、学校だけではなく地域も含めて検証、理解を深めていくという意味合いだったと思います。

ほかに意見はいかがでしょうか。

（佐藤（洋）委員）

コミュニケーション手段というところの社会参加の件ですけれども、例えば耳が不自由な聾の方たちが就職するという場面で、最初は手話通訳がつくと思うのですけれども、私の知っている方で、会社に入ってから、電話が鳴っている雰囲気が分かるけれども、自分が出ても話は聞こえないから、何となく、電話が鳴っているというのは周りを見ると分かるのだけれども、周りの目がとても冷たいという感じを受けたとおっしゃったことがあるのです。聞

こえないから全部手話ではない。筆記や体で表現するとかいろいろなことがあるかと思うのですけれども、そういう部分で、利用者のほうできちんと対応していただけるかどうか。そういう部分もすごく大事だと思うのです。例えば今、石川委員が聴覚障がいの代表でいらしていますけれども、そういう部分で付け加えてほしいとか、こういうところに力を入れてほしいということがあったら教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（長澤座長）

石川委員、何かご意見はございますか。

（石川委員）

佐藤さん、ありがとうございます。自分が聴覚障がいということを隠すのはおかしいと思います。自分は聞こえないということを周りに言うことが大切です。そして理解していただく。聞こえないために電話はできませんとか、手話が分からなければ筆談でもということをはっきり勇気を持って言うことが大事だと思います。周りにも理解が必要かと思います。

（佐藤（洋）委員）

今、石川委員が最後に周りの理解ということを話されたと思います。すべての障がいのある方に対しては、周りの理解がとても大事だと思いますので、そのあたりもよろしくお願いしたいと思います。

（竹田委員）

26 ページの（２）保育・療育に関してなのですけれども、保育・療育のところはすごくいい意見などが書かれている内容が、早いうちから二次障がいを生み出さないような社会づくりをしていくうえではものすごく大切なところだと思うのです。そういう点では、（３）就労支援やほかのところにも必ず出ている、「このような意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます」というセンテンスが保育・療育のほうにはないのです。例えば就労支援で書かれているような、「このような意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます」の、就労、保育・療育に変えた形くらいの、「このような意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます」というセンテンスを保育・療育にもぜひ加えていただきたいと思いました。

（長澤座長）

ありがとうございます。

26 ページの①、②の部分が保育のところにもあったほうがいいというご意見でした。

（枡屋委員）

９番の趣旨、障がいのある人の自立及び社会参加のための支援ということで、私から一つ提案があるのですけれども、現在、障がい者が住む場所として、まず一つはグループホーム、

自宅というふた通りが大きく考えられると思うのですけれども、私からもう一つ提案というか、考えていただきたいのはシェアハウスです。これを第三の障がい者が住める場所として、市からそういうところを配慮していただければ、サービスにももつながり、障がい者の自立につながるのではないかと思います。障がい者雇用で働いているとしても、収入は微々たるものなので、もし、親御さんが亡くなってしまった場合、自分の微々たる収入だけでは自立はとても無理なので、シェアハウスというものをつくれるか、利用できるのかということを市のほうでお膳立てというか、そういった可能性を探っていただいて、規制を緩めるなどのことを配慮していただけるのも、障がい者の自立につながり、生き方が選択できるという意味で取り組んでもいい課題なのではないかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。

確かに住む場所に関しては、そのように見ると、なかったかなということがあって、住居等についての差別の解消のようなことを本来はあるべきなのではないかと思いました。

（長谷川（イ）委員）

教育というところで、教職員に対して差別禁止の協力を行うと書いてあるのですけれども、私は小学校３年生のときに猩紅熱という病気で３年間学校を休んで、みんなが６年生のときに私は３年に入ったのですけれども、そのときに先生方が友達を作ってくれたり、ランドセルを持ってくる人がいたりして、クラスの人もみんな協力してくれたのです。先生も差別禁止の教育を受けることも大事だし、子どもたちに対して先生も障がいのある人たちに対しての気配りみたいなものを教えていってもらいたいと思うのです。小さいときのことが、中学校、高校までいくと思うので、すごく大事だと思います。

（長澤座長）

教員研修のこと、子どもへの教育のことについてのご意見でした。ありがとうございました。

（竹田委員）

今、枡屋委員が発言し、長澤座長から言っていただいた居住の問題はすごく大事な問題なので、ここに１項目起こして加えてください。ぜひお願いしたいです。

（長澤座長）

ありがとうございました。

では、その項も入れるかどうかを含めて、入れる方向で検討していただきたいと思います。

（事務局）

今回の中間取りまとめというのが、皆様からいただいた意見を取りまとめたということで、

皆様からいただいた中で、療育の部分は意見がなかったということがあるのです。住居についてもそういうことなのですが、１項目加えるのであれば、座長と相談してという形をとらせていただいてよろしいでしょうか。

（長澤座長）

皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

（熊倉副座長）

お願いというか、差別解消推進委員会の働きで、川崎委員の発言の中にもいくつもあったわけですけれども、ここは委員会ということですから、一種のコミュニティのような形になるわけです。そういうことであれば、20 ページの（３）のあたりに大いに絡んでくるべきではないかという気がいたします。そのことは、29 ページの社会参加の機会の拡大の中で、建物、公共交通に関してという取組みがあるわけですけれども、これの検証みたいなことも推進委員会でやれる可能性があって、何らかのイベントに当事者団体、障がい者団体、あるいは一般の市民の方がかかわって、施設整備やまちづくりの進む過程について、こういうことで市は進んでいるのだということを示すいい機会だと思いますし、そのことを通じて、差別解消や共生のまちづくりということで、こういう条例もあるのだということをＰＲできる機会になるような気がして、これに関わるのが差別解消推進委員会の一つのあり方なのではないかという気がいたしました。

（川崎委員）

10 のその他に触れられていないのですが、先に申し上げていいでしょうか。前回、３点申し上げた残りの１点、当事者サイドからのかかわり方ということにまだ触れていませんで、ここのところにきてからがよかったのか、私もうっかりして、11 ページの下の【たたき案】のところに、「障がい当事者自ら『生きづらさ』や思いを積極的に周囲に伝え、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていくこと」。当事者自らという部分のところを、私もタイミングを失ったのですが、その三つ目の点を申し上げたかったので、私の思いを先に述べさせていただきたいと思います。

まず、前回も少し触れましたが、障がいの理解の推進・促進といったものを前提としたときに、障がい当事者サイドからのかかわり方については、障がい者差別の実情ですとか特性といったものを伝えていく、発信していく当事者の発信力がとても大きいというのは間違いなく、皆さんもその点はご同意いただけるのではないかと思います。したがって、当事者サイドの主体的な取組みが非常に重要だと考えています。当事者サイドの主体的な取組みとい

ったものについて重要になってくるのは、31 ページのその他のところに、４、条例の課程における課題の３行目、「障がい者団体の連携の確立と新たな活動の開始が強く望まれる」という文言があるのです。その意図を直接はお聞きしていないのですが、私はここに強いものを感じまして、これからできていくであろう条例といったものを、作っていく過程、これからの市民との意見交換会なども含めての話になると思うのですけれども、先ほど松永委員がご自身の団体の模様などもお聞かせくださいましたような、団体自らがどう捉え、どう関わっていくのかということが非常に大きな課題になるのだろうと思っています。

言葉が強すぎるかもしれませんけれども、条例ができたとしても、当事者サイドが人任せにということにならないよう強く願っています。また、障がい種別間の相互の理解をぜひ深めていただきたい。残念ながら、私の知っているところでも、障がいの異なる方同士で差別的な言動が現実にあります。これを乗り越えられなくて、まさに障がいというものが、極端に言えば知りたくないという方々に伝わるでしょうか。そういう意味では、当事者サイドの働きかけは非常に重要だと思います。伝え方といったものも含めて、私たちも研究していかなければいけないと思います。そういう意味で、当事者サイドのかかわりは大変重要だろうと思っています。失礼なところがありましたら、お許しいただきたいと思いますが、以上です。

（長澤座長）

ありがとうございました。

当事者の主体的なかかわり、活動ということをご提案いただきました。

10 番のその他について、ほかにご意見がございますでしょうか。

（熊倉副座長）

今ほどの発言に関連してですけれども、まちづくりがいろいろと進む、低床バスがこれだけの車両になったというあたりも、障がい者のほうでかかわらない中で、言い方はおかしいですけれども、勝手に進んでいるという気持ちになってはまずいと。逆に、それは障がい者を意識してやっていることなので、そういう情報を持っている側が、そういう団体を誘って、イベントをやりませんかという仕掛けが今回できることになるかもしれない差別解消推進委員会ではないかと。そういう気持ちで先ほど申し上げたので、特に付け加えたいと思います。積極的な言い方でなくて、最近、入院したせいか体力的なものが言葉に出ているのかもしれませんが、何とか応える方向で頑張りたいとは思っております。

（長澤座長）

言い残したことがありましたら、事務局にお寄せいただき、どう反映するかというのは座長に一任していただけますでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございました。

（３）　市民及び関係団体との意見交換会について

（長澤座長）

それで、意見交換会について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

今日、お配りした資料２をご覧ください。６月３日から７月９日まで各区で一般市民の方を対象に意見交換会を開催する日程が決まりました。そこで、説明いただく委員の方につきましては、網掛けのところがはっきりしていなかったのですが、今ほど皆様にご確認しまして、３日は枡屋委員にお願いし、４日は熊倉委員にお願いすると。７月９日の西蒲区は石川委員にお願いするということで、各区の説明会はこの日程で確定したいと。また、説明いただく委員の方々も確定したいと思っております。皆様から日程等をお聞きして、だいぶ重なる部分と、いけるとおっしゃっていただいた委員の方が少なかったところがあって、委員によっては二度お願いする方と、一度もあたらなかった委員がいて、大変申し訳なかったのですが、場所と日程の中で、事務局のほうでこのように決めさせていただいたということでご理解願いたいと思います。

また、これにつきましては、５月４日の市報に掲載し、５月６日から受け付けを開始する予定でございます。前回、委員の方から福祉関係者や障がい者ではなくて、民生委員や町内会長に来ていただくことが大事だという意見を受けまして、今、民生委員の集まりや自治会、コミュニティ協議会の集まり、全部で 53 か所を我々が手分けをして、ぜひ町内会長さんや民生委員の方々にも出ていただけるようにお願いに回っております。委員の方だけではなくて町内の方にもお声がけくださいさいということで手分けして回っておりますが、その中で、１時間を予定し、委員の方からはお一人 10 分ずつの 20 分説明いただいた後に、意見交換、質疑応答をしていきたいと考えております。今日、確定した説明される方には、後日、担当から詳しいご説明とご相談をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（長澤座長）

ありがとうございました。なかなか調整が大変だったかと思います。日時、会場を含めた具体的な説明について、何かありますでしょうか。

（佐藤（洋）委員）

委員が 10 分説明するというのは、例えばの話ですけれども、ＢＲＴの説明などは、原稿用紙に書いたものを発表していたのですけれども、これは原稿用紙などを用意しているので

しょうか。それとも、まっさらのまま行って10分間話すのですか。

（事務局）

事務局のほうで用意するかということですか。それは皆様とご相談しながら、用意してくれということであれば検討します。

（遁所委員）

説明者なのですけれども、左側が関係団体委員で、右側が当事者ですか。そうすると、私は関係団体委員と当事者に席があるということですか。

（事務局）

行ける方のご都合上、両方の立場で二度出ていただけると助かるのですが。

（伊東委員）

目的ということで二つ挙がっているのですけれども、もう一つ追加してもいいのではないかと思うのが、ビジョンの共有といいますか、その場にいる方々みんなで、障がいのある人もない人も一人ひとりが大切されいかされる新潟市をつくっていくのだという将来的なビジョンの共有というものも目的の中に一つ入れてもいいのではないかと感じたのですが、いかがでしょうか。

（長澤座長）

今のことは入れるかどうか、こちらにお任せいただけますか。検討する時間もないようなので。

（石川委員）

７月９日は行けますが、各区でスムーズに進められるために、できればシナリオを作っていただけるとありがたいです。

（事務局）

検討いたします。

（長澤座長）

意見交換会についてはよろしいでしょうか。何かありましたら、事務局にお寄せください。

４．その他

（長澤座長）

議事（３）を終わりまして、任期延長についてこの場でお話ししてもらったほうがいいですね。お願いいたします。

（事務局）

参考資料１をご覧ください。当初、皆様の任期につきましては、開催要項の中で、とりあ

えず最初は１年間ということで、昨年６月１日から平成 26 年５月 31 日までお願いしておりましたが、今回、中間取りまとめがまとまった後も、条例案などが引き続きあるものですから、任期を１年間延長させていただきたいというお願いでございます。どうかご理解いただきまして、このメンバーで引き続きご検討願いたいと思います。

（長澤座長）

特にご異議はございませんね。

それでは、今回の議事は終了いたしまして、名称については、事務局と私のほうで二つくらい案を決めて、皆様にお諮りしたいと思いますので、ご意見をよろしくお願いいたします。

事務局にマイクをお返しいたします。

５．閉会

（司　会）

長澤座長、長時間にわたり議事進行をいただきありがとうございました。また、委員の皆様も活発なご発言をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第 10 回の条例検討会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして大変ありがとうございました。

なお、次回は９月 18 日（木）午後７時からの開催になります。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。